

令和2年3月25日(水)に開催した令和元年度第13回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和2年度 年度計画(案)
- (2) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和2年度 収支予算(案)
- (3) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和元年度 収支補正予算(案)
- (4) 役員等に係る損害賠償責任の一部免除(業務方法書の変更)について
- (5) 有期雇用職員等の給与等の見直しについて

ア 趣旨

本役員会前に実施された第4回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (6) 公立大学法人静岡文化芸術大学 就業規則等の改正について

ア 趣旨

事務局から、令和元年12月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことから、本法人の就業規則等も同法律に適合するよう改正するとの説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (7) 「任期等に関する規程」及び「特任教員に関する規程」の改正等

ア 趣旨

事務局から、本学では、デザイン教育において「教育補助(授業の準備、授業中のサポート、授業後の整理等)、工房(機器を含む)の維持・管理、学生への指導補助」を行うため、「実習指導員(1年更新の期間契約職員)」を任用しているが、同制度を改め、特任助手(任期付き教員)制度を導入する。また、特任助手制度の導入に伴い、現行の「公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程」を改正する。併せて、特任教員に関する規程等の改正等の整備を行う、との説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・現在在籍する実習指導員は、自動的に特任助手になれるのか。
- 特任助手は教員と同じく、全国公募をかけ任用していく。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (8) 公立大学法人静岡文化芸術大学 副学長の任期及び選任に関する規則等の一部改正

ア 趣旨

事務局から、副学長の任期及び選任に関する規則等について辞任等により任期の途中で役職教員の交代があった場合の後任者の任期を、前任者の残任期間とすることを新たに規定する、との説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(9) 公立大学法人静岡文化芸術大学 固定資産及び物品管理規程の改正について

ア 趣旨

事務局から、事務効率の改善及び新財務会計システムの導入への対応等のため、公立大学法人静岡文化芸術大学固定資産及び物品管理規程を改正する、との説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(10) 「次世代育成支援対策推進法」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に係る一般事業主行動計画の策定について

ア 趣旨

事務局から、「次世代育成支援対策推進法」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に係る一般事業主行動計画について、前者は従前の計画が今年度末をもって期限を迎えること、後者は、令和元年6月の法改正により従業員101人以上の事業所に対象が拡大されたことから策定するとの説明があった。

イ 主な意見・質問

・対象は、教員を含めた教職員ということか。
→教職員全体の目標である。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(11) 国立高等装飾美術学校（パリ）との交流協定について

ア 趣旨

事務局から、フランス国立高等装飾美術学校（École nationale supérieure des Arts écoratifs : 通称 EnsAD、アール・デコ）と交流協定を締結するとの説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(12) 選考による特任教員の採用について

ア 趣旨

事務局から、静岡文化芸術大学教員の任用に関する取扱細則第3条2号但し書の規定に基づき、選考による特任教員の採用について説明された。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(13) 受託事業について

ア 趣旨

事務局から、民間企業から3件の受託事業を受託することについて説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上